

売主様：【時計大会 申し合わせ事項】

第1条（手数料）

1. 当社が特に指定する場合を除き、売主が負担する手数料は成約金額に応じて以下の料率を乗じた金額とします。なお、手数料の計算では、成約金額に消費税は含みません。

成約金額	手数料の料率
5,000,000 円以上	1 %
1,000,000～4,999,999 円	2 %
100,000～999,999 円	3 %
10,000～99,999 円	5 %
10,000 円未満	10%

2. キャンペーンなどの理由で前項に記載する手数料の料率を変更する場合は、当サイトにて別途告知します。
3. 売主は、第1項の手数料に消費税相当額を付加し当社に支払うものとします。

第2条（出品時の注意事項）

1. 電池切れの商品は電池を入れて出品してください。電池切れで出品された場合、動作は売主保証とします。
2. 永久カレンダーなど複雑な機械式時計の場合、その取り扱いについてあらかじめお知らせください。
3. 地金として出品する商品（素材として出品する商品）については、グラムにて計量し目方を出品表に記入のうえ出品してください。目方の記載が無い商品で、当社にて地金の商品と判断したときは、当社にて計量し商品情報として目方を追記する場合があります。なお、その場合の重量に関する保証については、「売主様：宝石大会の申し合わせ事項」に定める第3条第1項の取扱いに準じるものとします。
4. ロレックスの4桁型・スポーツモデル等の一部モデルについては、商品画像の撮影及び下見での展示において、当社にてブレスの着脱、裏蓋を開ける場合があります。
5. 当社が確認することができる範囲で、純正の状態から装飾・変更（内部の仕様等の変更を含む）が加えられている商品及び商標権侵害の恐れがあると認められる商品については、出品をお断りする場合があります。なお、当社が出品を認める場合であっても、出品方法、並びに出品表及び商品情報の表示・記載方法については、当社の指定に従うものとします。

第3条（商品に関する申告事項）

1. 売主は、以下に掲げる事項（以下「必須申告事項」といいます）を必ず出品表に記載のうえ出品するものとします。ただし、買主が必須申告事項を記載せずに出品表を提出した場合、当社にて未記載部分を追記又は補記し、当該商品の商品情報として市場に出品する場合があります。なお、必須申告事項の内容については、共通申し合わせ事項の第3条第6項に基づき売主が別途承認した内容を含め全て売主が保証するものとし、当社は内容に関する責任を一切負いません。

(1)品名

(2)ブランド名（記載が無い場合は保証外）

(3)型式番号（記載が無い場合は保証外）

(4)素材（ベルト含む）

(5)駆動方式

(6)付属品

(7)機械内部を含む商品の動作及び通常使用に支障となる不備（機械内部のサビ、カレンダー不良、針ズレ、ベルトの故障等も含みます）等の有無とその内容（ある場合）

(8)商品の重量（グラムで小数点第一位まで記載）

(9)商品の特徴（文字盤・ベゼルの色、その他外観の特徴等）

2. 前項に加え、シリアルについては、商品の外見から確認できるか否かを問わず、売主が出品表にシリアルが無い旨を明記していない限り、売主はシリアルの正規性を（シリアルがあることを含め）保証するものとします。なお、出品時におけるシリアルの取扱いについては、以下のとおりとし、記載が不十分である場合は後交渉の対象になります。

(1)シリアル消えのある商品については、出品表にシリアルが消えている旨を明記すること

(2)古い商品等でシリアルが無い商品については、その旨を出品表に明記すること

(3)シリアルの書き換えがある商品については、その旨を出品表に明記すること

(4)ロレックスについては、出品表に不正防止の為にシリアル番号の頭文字（1桁～2桁）のみを記載すること。ただし、当該記載にかかわらず、シリアルの有効性について保証するものとします。なお、出品表に前三号のいずれの明記もない場合は、商品に記載されているシリアルを当社にて記載しますが、記載内容は売主保証となります。

3. 第1項に加え、売主は、商品が以下の事由に該当する場合には、その該当する事由及び内容を出品表に記載のうえ出品しなければなりません。

(1)非純正のパーツ・部品（消耗品は除く）が使用されている

(2)純正仕様からの変更・カスタムが加えられている（メーカー・正規代理店以外での修理を含む）

(3)その他正規品の状態・仕様から変更が加えられている

4. 前項について、売主は、ブランドの商品等で純正の状態から装飾・変更が加えられたものについては、出品表に「見た目」と記載し、その内容と箇所を明記するものとします。出品表に「見た目」の表記がない場合には、売主によるメーカーの純正品である（加工品ではない）ことの保証とみなします。なお、万一「見た目」の記載がなく、落札後に当該商品の加工・カスタムが判明した場合は、後交渉の対象になります。
5. 商品に含まれる貴金属及び宝石類の品質等（石の種類、石目・目方、純度・金性等）については、売主が出品表で申告した事項については、売主がその内容を保証するものとします。なお、商品に刻印がある場合であっても、出品表にて相違の注記等がある場合については売主の保証外として取扱います。

第4条（指値）

指値は、1,000円単位で設定することができます。

第5条（後交渉）

1. 以下に該当する場合は後交渉の対象になります。ただし、以下に該当する原因が予め出品表にて申告されている場合にはこの限りではありません。
 - (1)メーカーによる修理が受けられない場合（詳細は本規約第18条第5項に従う）
 - (2)メーカーでの修理の受けにあたり、非純正パーツ等の交換を条件とする場合
2. 出品表に基づく商品情報、商品画像又は下見にて確認できる商品の不備、故障及び商品の状態（外装、針及び文字盤・ダイヤルのコンディションを含みます）については後交渉の対象外とします。なお、裏蓋が開いた状態の商品画像が当サイトにて掲載されている（下見での展示を含みます）商品については、商品画像から確認できる内部の状態は後交渉の対象外とします。
3. 前二項に関わらず、パッキン、バネ棒、ピン等の消耗品や日差等の精度については、後交渉の対象外とします。ただし、貴金属（金・プラチナ等）製のモデルにおいては、バネ棒が交換されている場合には、売主はその旨を出品表にて申告しなければならないものとし、申告が無い場合には後交渉の対象とします。
4. 商品情報のうち商品のランク及び商品画像に写り切らない僅かな外装の傷、スレ及び汚れ等については後交渉の対象外とします。
5. 付属品の後交渉は原則として保証書違いや、シリアル相違のみ対象とします。
6. 商品情報のうち定価に関する情報の精確性については後交渉の対象外とします。
7. 商品に含まれる貴金属及び宝石類の品質等（石の種類、石目・目方、純度・金性等）については、商品情報に記載されている範囲で売主が保証します。なお、商品に刻印がある場合であっても、商品情報に記載がないものについては後交渉の対象外です。

8. メーカーの鑑定書、鑑別書、アーカイブとの相違が出た場合は、後交渉の対象となります。

第6条（鑑定）

当社は、売主及び買主双方の了承に基づきメーカーに対し鑑定の依頼を行う場合があります。なお、当該鑑定により商品の原状変更（破損を含む）が伴う場合がありますが、当社はその修理費を含む一切の責任を負いません。

以上

2025年11月13日 施行

株式会社 OKURA